

### 埼玉県報

第 2 6 2 9 号 平成26年9月16日 火 曜 日

### 目 次

### 条例

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし(少子政策課)
- <u>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改</u>正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(少子政策課)

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(利根地域振興センター)
- 埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託に関する入札公告(税務課)
- 平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施(みどり自然課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する</u> 法律による施術機関の指定(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する</u> 法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する</u> 法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する</u> 法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 土砂災害警戒区域等の指定(河川砂防課)
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 保留地処分に係る公告(八潮新都市建設事務所)
- 県道上中森鴻巣線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道上中森鴻巣線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

# 本号で公布された条例のあらまし

四十四号)(少子政策課) の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(埼玉県条例第 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等

### 一趣旨

等の一部を改正する法律の施行に伴い、 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法 関係四条例を整備するための条例を制定

- 二内容
- $\left( \longrightarrow \right)$ 「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」 「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 及び「母子 に改め
- (\_\_\_\_) 自立支援員」 を「母子・父子自立支援員」 に改める。
- 三 その他規定の整備

### 二 施行期日

平成二十六年十月一日

### 条 例

の 次代 部を改正する法律の の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推 施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。 進法等

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田 清司

## 埼玉県条例第四十四号

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図る ための 次世代育成支援対 策推 進

(埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例 (昭和五十六年埼玉県条例第十号)

の一部を次のように改正する。

条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。 法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業」 祉法」に、 第二条第三項第三号中「母子及び寡婦福祉法」 「母子家庭等日常生活支援事業」を「 母子家庭日常生活支援事業、 を「母子及び父子並び ĺĆ 「 第三十三 E ! 寡婦福

(知事の権限 に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第六十一号)の一部を次のように改正する。 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 ( 平成十一年埼玉県条 例

婦福祉法」 別表第五十四項事務 に改める。 の欄中「母子及び寡婦福祉法」 を「 母子及び父子並びに 寡

(埼玉県婦 人保護施設 の 設備及び運営に関する基準を定める条例の 部改

第三条 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例 (平成二十

四年埼玉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

母子・父子自立支援員」に改める。 第十九条中「母子福祉団体」を「母子・ 父子福祉団体」 ĺĆ 母子相談 員 を

(児童福祉法施行条例の一部改正)

四条 児童福祉法施行条例 (平成二十四年埼玉県条例第六十八号) の 部 iを次 **ത** 

ように改正する。

祉団体」を「母子・ 第百八十九条中 「母子自立支援員」を「母子 父子福祉団体」 に改める。 父子自立支援員」 ĺĆ 母子福

立支援員、 第二百五十 子 八条第二項中 父子福祉団体」 「母子自立支援員、 に改める。 母子福祉団体」 を「 母 子 父子自

附 則

# 埼玉県告示第千二百五十三号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項 の規定により公告す 書が提 ょ ıΣ

方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センター //www.saitamaken-npo.net/) び翌事業年度 なお、 当該申請 の事業計画書及び活動予算書を、 に係る変更後の定款並  $\overline{\phantom{a}}$ に より縦覧に供する。 びに当該定款 申請書 の を受理 )変更の日 〇情報ステー U にお た 日 の属 ション (http ١J か す て 備 ら二月間、 る事業年度 え

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年九月五日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新輪リサイクル団体

三 代表者の氏名

並木 勇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市畑中一丁目十番二十七号

五 定款に記載された目的

環 推 境を創造することを目的とする。 進を図るとともに、 変更前) この法人はごみの 自治体とも協調してまちづくりを行い 回収を通して分別回収意識を深め、 人間ら IJ L١ サイ 豊 か ク な Ĵ٧ 住 の

行 推 進や、 変更後) この法人はごみの回収を通し 人間らし 障 が い 者、 豊かな環境を創造することを目的とする。 子育て及び高齢者支援を図り、 て分別回収意識 行政と協働してまちづくりを を深 Ŕ IJ 1 ク

# 埼玉県告示第千二百五十四号

条第二項の規定により公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非 次のとおり申請書が提出されたので、 同

saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NP 生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センター において備え置く方法並 び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 O情報ステーション(http://www. 県民

平成二十六年九月十六日

埼玉県知

上

田

清

申請のあった年月日

平成二十六年九月九日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人うりんこくらぶ

三 代表者の氏名

片野 三代子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市高柳二千百六十番地二

五 定款に記載された目的

や健常者が共に活動し、 子育てや福祉の推進に寄与することを目的としています。 |」や「子育ての不安や悩みを軽減させるための取り組み」 この法人は、 親子の情操教育支援を目的とした「感性を磨き、 協力し合える環境を提供することで、 を行います。 その垣根をなくし、 想像力を育む活 障害者

# 埼玉県告示第千二百五十五号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託 3,431,790件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年11月1日(土)から平成30年2月28日(水)までとする。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第 1086号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他 役務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 入札参加申請日から過去2年の間に、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市において、地方税又は公共料金のコンビニエンスストア収納代行業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 入札説明書及び仕様書に定めるコンビニエンスストア等の収納データの受信処理等が可能であること。
- (7) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 税務課納税・管理担当 石川 電話048-830-7606 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報 公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から平成26年10月14日(火)午後5時(競争入札参加資格確認申請書の提出期限)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月28日 (火) 午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
  - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月27日(月)午後5時まで(必着)

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月28日 (火) 午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 平成26年10月28日 (火) 午前10時20分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に予定数量3,431,790件を乗じた金額に入 札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量3,431,790件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で平成26年10月14日(火)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

### (8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年9月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Subcontracting for Saitama Prefecture Automobile Tax Payment Service at Convenience Stores and Relevant Data Processing (3,431,790 Data Files)

(2) Deadline Period for Bids:

By registered Mail: Monday, October 27, 2014 by 5 p.m.

By Electronic Bidding System or Submission in Person: Tuesday, October 28, 2014 by 10 a.m.

(3) Contact Information:

Tax Payment Management Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-7606

埼玉県告示第千二百五十六号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一 項 の規定により、 平 成

二十六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 試験期日

平成二十六年十一月十四日(金) 午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館7A会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、 各環境管理事務所並びに各地域振興センター 及

び同事務所において、平成二十六年九月十七日(水) から配布する。

口 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、 簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十六年十月一日 (水) から十月十五日(水) まで (期間内消印有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部みどり自然課

五 試験手数料

八千円に相当する額 の埼玉県収 入証紙を受験願書に は り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項

を含む。

# 埼玉県告示第千二百五十七号

術を担当する施術機関として、 るものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための施 の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によ 療扶助のための施術及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定による医 次の者を指定した。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

月日	三八	鍼灸整骨院		恒	<b>小</b> 洲
平成二十六年七	新座市馬場四-八	新座みつばち		真 - B	\ <u></u>
月日	八	院			
平成二十六年七	朝霞市本町三ー四	藤川鍼灸接骨		大 介	今 野
月日	九〇	灸 院		糸	亲
平成二十六年七	秩父市下吉田三一	健康倶楽部鍼		.C =1	新 丰
月日	九七八	骨院		-	
平成二十六年七	川口市安行領根岸	のぞみ鍼灸整		— 元	小 島
	〇五号				
月日	00-四-四-			保秀夫	大久保
平成二十六年七	草加市新栄町一〇	源起堂鍼灸院			
月日	- 三 1 五			:	
平成二十六年七	志木市中宗岡三一	とも治療院		友 行	· 菊 嶋
月日	- 七- 一九	院		į į	7
平成二十六年七	志木市上宗岡二-	宗岡鍼灸接骨		显久	石 川
指定年	所在地	名称	伯	2	B
<u> </u>	術者	施		7	Ę

磯 野	田下	小 林	渡辺	福島	筧 田
佳 織	翔 太	義 文	陽子	秀 人	真之
灸治療院 こころ練馬鍼	熊谷・大フル鍼灸院・フル鍼灸院	小林 治療院		ゅう院	院クローバ治療
一 五一二七一八一 B 東京都練馬区田柄	熊谷市中央二—四	二〇四 川口ハウス		本庄市小島一一四	八〇一一一四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
月一日平成二十六年七	月一日平成二十六年七	月一日平成二十六年七	月一日平成二十六年七	月一日平成二十六年七	月一日平成二十六年七

# 埼玉県告示第千二百五十八号

給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援 国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項において る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

	応型共同生活介護 介護予防認知症対			
七月一日平成二十六年	生活介護認知症対応型共同	会社幸友会株式	吉川市上内川	ほほえみの家
	機能型居宅介護介護予防小規模多			町
七月一日平成二十六年	宅介護小規模多機能型居	団 愛優会 医療法人社	■ 一五— 三○ 草加市原町三	居宅 草加原小規模多機能
	応型共同生活介護 介護予防認知症対			
七月一日平成二十六年	生活介護認知症対応型共同	団 愛優会医療法人社	■ 一五— 三○ 草加市原町三	ム 草加原町グループホー
七月一日平成二十六年	訪問介護	力 有限会社一	五九五-一三郷市上彦名	ビスひかり
七月一日平成二十六年	介護予防通所介護	人 養生会	三七五	久苑 センター 悠
指定年月日	サービスの種類	開設者名	所在地	名称

	貸与			
	介護予防福祉用具			
	用具販売			
	特定介護予防福祉			
	特定福祉用具販売	ス株式会社	  -    -    -    -	
七月一日		ケアサービ	町前久保南四	えがお
平成二十六年	福祉用具貸与	パートナー	入間郡毛呂山	介護ショップ
	介護予防通所介護		_ 	
七月一日		人 一 粒	自	風の街
平成二十六年	通所介護	社会福祉法	鴻巣市吹上富	デイサービス
	介護予防訪問介護		0=	ンすずらん
七月十九日		ずらん	三・一八・一	護ステー ショ
平成二十六年	訪問介護	株式会社す	坂戸市鎌倉町	あいわ訪問介
				ゆきわ
				サー ビス本舗
七月一日		アゾ	谷一丨三五丨	事業所 デイ
平成二十六年	居宅介護支援	株式会社オ	富士見市針ヶ	居宅介護支援
			九 一	ター
八月一日		アウエスト	町西粂原五九	介護相談セン
平成二十六年	居宅介護支援	合同会社ケ	南埼玉郡宮代	ケアウエスト
	応型通所介護			
	介護予防認知症対	祉会	t	センター
七月一日	介護	人 苗場福	五一四四五	デイサー ビス
平成二十六年	認知症対応型通所	社会福祉法	所沢市三ケ島	むさし野の森

	管理指導			
八月一日	介護予防居宅療養	さ び 調 剤	央ーー 七ー 九	中央店
平成二十六年	居宅療養管理指導	株式会社あ	久喜市久喜中	わかば薬局
<i>J</i> F - E	管理指導介護予防居宅療養	さ て 訂 斉	九一三	<b>室</b> 化
	居宅療養管理指導	株式会社あ	四 埼 玉 郡 宮	おかば薬局
デ 月 一 日	管理指導介護予防居宅療養	豆 <i>会</i> 礼	 	完店
平成二十六年	居宅療養管理指導	クラフト株	久喜市桜田三	たんぽぽ薬局
	介護子院居宅療 <b>養</b>		第二甲田ビル	
八月一日平成二十六年	居宅療養管理指導	ラム 株 式 会 社 グ	二一六一二二	局 狭山店 がラム調剤薬
八 月 一 日	管理指導介護予防居宅療養	ラ ム	町 二 I 一 C	松山店
平成二十六年	居宅療養管理指導	株式会社グ	東松山市五領	中川薬局東
八月日日	管理指導介護予防居宅療養	ラ ム	上 九 一	尾店
平成二十六年	居宅療養管理指導		上尾市藤波三	中川薬局上
八月一日	管理指導介護予防居宅療養	ラム	- 三 野 - ○ 二 四	生店
平成二十六年	居宅療養管理指導	株式会社グ	入間郡越生町	中川薬局 越
	応型共同生活介護 介護予防認知症対	会社と大株式		
七月一日	生活介護	ケア・	〇九 —	ホ       
平成二十六年	認知症対応型共同	メディカ	鴻巣市登戸三	愛の家グルー

	居宅介護支援			
•		研 第 月	I ₹	
八月七日	介護予防訪問介護	会福祉総合	大字伊草九七	デンス川島
平成二十六年	訪問介護	株式会社社	企郡川島	1
	介護予防訪問看護		九 一	ーション
八月一日		アウエスト	町西粂原五九	訪問看護ステ
平成二十六年	訪問看護	合同会社ケ	南埼玉郡宮代	ケアウエスト
			〇     四	<i>t</i> c { ()
七月一日		式会社	字本	ーション か
平成二十六年	訪問看護	かたくり株	比企郡小川町	訪問看護ステ
		イル		
七月一日		ッピースマ	七六五一二	医院
平成二十六年	居宅療養管理指導	医療法人八	草加市八幡町	いいやま歯科
	ビリテー ション			
	介護予防通所リハ		Ξ	
八月一日	ション		須一三六九丨	
平成二十六年	通所リハビリテー	山根 宏夫	入間市大字黒	豊岡第一病院
八 月 一 日	管理指導介護予防居宅療養	ー プ フシー グル	ー リ ハ 七	グ 薬 局
平成二十六年	居宅療養管理指導	株式会社工	春日部市中央	ヘルスドラッ
	管理指導			
八月一日	介護予防居宅療養	ンクール	三九三一四	
平成二十六年	居宅療養管理指導	株式会社サ	上尾市原市二	なの花薬局
	管理指導			
八月一日	介護予防居宅療養	さひ調剤	三             	
平成二十六年	居宅療養管理指導	株式会社あ	狭山市新狭山	チェリー 薬局

	管理指導介護予防居宅療養			
	居宅療養管理指導			ニック
七月一日	介護予防訪問看護	団桜朋会	六五— 七	おホームクリ 桜朋会 さく
平成二十六年	訪問看護	医療法人社	加須市柏戸七	医療法人社団
J F t E	介護予防訪問看護	研究所紹紹	一五   分   付   寸   七	テンフ川島
平成二十六年	訪問看護	i 式 L 会 l 社	比企都川島町	ロイヤルレジ

## 埼玉県告示第千二百五十九号

けたものとみなされた介護機関を含む。 ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受 機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項において 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 平成二十六年九月十六日 )から、 次のとおり変更の届出があった。

埼玉県知事 上田 清司

名称	変更事項	变 更 前	变 更 後	サービスの種類
はなぶさ苑	名称	居宅介護支援	はなぶさ苑	居宅介護支援
居宅介護支		事業所「はな	居宅介護支	
援事業所		ぶさ苑在宅総	援事業所	
		合ケアセンタ		
		ر –		
はなぶさ温	名称	「はなぶさ苑	はなぶさ温	通所介護
泉デイサー		在宅総合ケア	泉デイサー	
ビスセンタ		センター」通	ビスセンタ	介護予防通所介護
I		所介護事業所	I	
はなぶさ温	名称	介護老人保健	はなぶさ温	短期入所療養介護
泉通所リハ		施設はなぶさ	泉通所リハ	介護予防短期入所
ビリセンタ		通所リハビリ	ビリセンタ	療養介護
I		テーション	I	通所リハビリテー
				ション
				ビリテー ション介護予防通所リハ

介護予防訪問介護				
ト髪ろうううと	介 護 2 4	東藤沢		介 護 2 4
訪問介護	愛サポート	介護24入間	名称	愛サポート
	二号室			
	朝霞台二〇			
介護予防訪問介護	<b>I</b> クヒルズ	イツ一〇五		ス朝霞
	I 一五 オ	〇 タカラハ		ルプサービ
	財 - - - ()	四     _   _		トホームへ
訪問介護	朝霞市西弁	朝霞市膝折町	所在地	ウイズネッ
	新座	スセンター		新座
	ス クラス	座デイサービ		スクラス
通所介護	デイサー ビ	茶話本舗 新	名称	デイサービ
	四日五			はまゆう
	上福岡六ー	- 三O- 二六		援事業所
居宅介護支援	ふじみ野市	新座市東北二	所在地	居宅介護支
居宅介護支援				
福祉用具貸与				
訪問看護				
介護予防通所介護				
通所介護				
介護予防訪問介護	三 八 二 〇	八 八 二		6
訪問介護	鴻巣市箕田	鴻巣市宮前五	所在地	介護のさく
介護老人保健施設				

機能型居宅介護外護予防小規模多	_			
宅介護小規模多機能型居	ー トリー 二 ー 一 二 ー 町	<b> </b>	所 在 地	美穂の里ム
介護予防訪問看護	ビ 一 ルニハ ハ S	— a O m — o u r		ョン 護ステーシ
訪問看護	二市	三   一 六	所 在 地	団 光 恵 会 会
介護予防訪問介護	室 館 ショクハイス	室 館二〇六号		
訪問介護	川口 フーー 市 フーー 幸 ・ ロー 町	, フクロカー 川口市幸 リー ー ー 七	所 在 地	1 介護センタ

## 埼玉県告示第千二百六十号

けたものとみなされた介護機関を含む。 ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受 機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項において 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 平成二十六年九月十六日 )から、 次のとおり廃止の届出があった。

埼玉県知事 上田 清司

店 川 口 江 戸			病豊院岡第一						金子医院	名称
=	川口市江戸三一		一三六九一三人間市黒須下原					=    - 	蕨市中央四十一	所 在 地
指導介護予防居宅療養管理	居宅療養管理指導	テーション 介護予防訪問リハビリ	訪問リハビリテー ショ	指導介護予防居宅療養管理	居宅療養管理指導	テーション介護予防訪問リハビリ	訪問リハビリテー ショ	介護予防訪問看護	訪問看護	サービスの種類
E	平成二十六年五月三十		平成二十六年八月一日					E	平成十九年五月三十一	廃止年月日

	型居宅介護介護予防小規模多機能		ぼうめこう
一日 平成二十六年七月三十	護机規模多機能型居宅介	一八○三郷市彦糸一Ⅰ	百年 健康
	者生活介護 介護予防特定施設入居	t	道
五日平成二十六年八月二十	護特定施設入居者生活介	本木二八六七-	まれ 有 単 と と と と と と と と と と と と と と と と と と
	居宅介護支援		
	販売特定介護予防福祉用具		
	特定福祉用具販売		
	介護予防福祉用具貸与		
	福祉用具貸与		
B	介護予防訪問介護	— 八 C	ぼ う
平成二十六年七月三十	訪問介護	三郷市彦糸一ー	ゆめこう
E	指導介護予防居宅療養管理	_ [1] I	店負
平成二十六年三月三十	居宅療養管理指導	熊谷市箱田一一	よう 音 目

埼玉県告示第千二百六十一号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田 清司

### | 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー ビバホー ム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

### 口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前七時から午後九時

(変更後)午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前六時三十分から午後九時三十分

(変更後)午前六時から午後九時三十分

### 八 変更年月日

平成二十六年十月一日

### 二 届出年月日

平成二十六年八月二十一日

### 二縦覧期間

平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月十六日まで

### 口 意見書提出先

# 埼玉県告示第千二百六十二号

法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年 次の土地の区域を

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 土砂災害警戒区域

	明ヶ平 3			明ヶ平 2			小川日影 3			小川日影 2			小川日影 1			小川日向 2			小川日向1			明ヶ平 1		土砂災害警戒区域の名称
県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え	平面図等を埼玉県秩父		土砂災害警戒区域																		
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	となる自然現象の種類	土砂災害の災害発生原因

	置いて縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	大波見 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	大波見 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	清水入沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	大波見沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	不動沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	タナ窪沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	中河原沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	小川戸沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	東沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	橋の沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	大鹿沢
	置いて縦覧に供する。	

土石流	平面図等を埼玉県秩父	龍泉寺沢 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	龍泉寺沢 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	久形
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	十二天沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	塚越 4
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	塚越3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	塚越 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	塚越1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	竹ノ妻
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	諸日影
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	新井 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	新 井 1

急傾斜地の崩壊	県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	大棚部
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	石間戸
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	大棚部
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	田の入沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	番切り沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	女部田
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	松岡沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	かみ沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	久保沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	沢の入沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	龍泉寺沢 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	

	置して終覧に付する	
	量)に従道に共たる。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	女部田
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	西女部田 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	東女部田 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	東女部田 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	松岡
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	大道上 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	大道上 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	中島 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	後川 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	後川 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	宮戸
	置いて縦覧に供する。	

急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	# 上 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	井 上 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	芦田
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	矢畑2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	矢畑 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	芦 田 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	井 上 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	中島 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	<b>巣</b> 掛 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	<b>巣</b> 掛 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	宫 尸 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	西女部田 2

	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	矢畑 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	沢入沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	矢畑沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	矢畑沢西
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	新志 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	矢畑 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	矢畑 4
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	鍛冶山 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	鍛冶山 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	大日堂
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	井 上 4
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	

	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	阿熊松場3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	室久保1 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	室久保1 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	室久保1 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	白岩 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	沢入沢西
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	西沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	鍛冶山
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	天神沢西
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	矢畑
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	矢畑東
	置いて縦覧に供する。	

急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉1 5
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉1 4
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉1 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉1 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉1 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	阿熊松場 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	阿熊松場 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	室久保 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	室久保32
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	室久保3 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	阿熊下1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	彦久保4

	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	彦久保 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	彦久保 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	彦久保 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	阿熊下2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	白岩 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	川久保3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	川久保 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	川久保1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	白岩 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉2 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	横田倉2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	

	置いて総覧に供する。	
	量)一、逆气、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	彦久保 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	川久保 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	川久保 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	白岩沢 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	宮沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	西沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	松葉沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	白岩沢 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	白岩沢 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	西の入沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父	守岩
	置いて縦覧に供する。	

地滑り	平面図等を埼玉県本庄	嶽の山
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	住居野
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	下鳥羽
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	矢納 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	矢納 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	矢納 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県秩父	守岩
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県秩父	室久保
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	彦久保 3
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	東沢 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	東沢 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県秩父	彦久保 2

	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	生野山
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	日影
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	下稲沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	稲沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地 滑 リ	平面図等を埼玉県本庄	寺山
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	本泉
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	平 沢 2
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	平 沢 1
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
土石流	平面図等を埼玉県本庄	迎沢
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	
地滑り	平面図等を埼玉県本庄	高牛
	置いて縦覧に供する。	
	県土整備事務所に備え	

に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	小川日影 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	小川日影 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	小川日影1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	小川日向2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	小川日向1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	明ヶ平 1
に関する事項			
規制に必要な衝撃			
う建築物の構造の	現象の種類		
防止するために行	原因となる自然	区域	区域の名称
土砂災害の発生を	土砂災害の発生	土砂災害特別警戒	土砂災害特別警戒

听及び秩父市没所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	不動沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市		所及び秩父市役所	
秩父県土整備		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	タナ窪沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	東沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	橋の沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	大鹿沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備		秩父県土整備事務	
平面図等を埼	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	明 ケ 平 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	明 ケ 平 2
に供する。		に供する。	

秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	諸日影
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	新 井 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	新 井 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	大 波 見 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	大 波 見 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	清水入沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	大波見沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	

平面図等を埼玉県	土 石 流	平面図等を埼玉県	久 形
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	二天沢 平面図等を埼玉県	<u>+</u>
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		林父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	4 平面図等を埼玉県	塚越
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	3   平面図等を埼玉県	塚 越 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	2   平面図等を埼玉県	塚 越 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	1 平面図等を埼玉県	塚 越
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務			
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	妻 平面図等を埼玉県	竹ノ
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
こ共する。	こ共する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
土石流 平面図等を埼玉県	女部田 平面図等を埼玉県
に供する。	に供する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
土石流 平面図等を埼玉県	松岡沢 平面図等を埼玉県
に供する。	に供する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
土石流 平面図等を埼玉県	かみ沢 平面図等を埼玉県
に供する。	に供する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
土石流 平面図等を埼玉県	久保沢 平面図等を埼玉県 -
に供する。	に供する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
土石流 平面図等を埼玉県	沢の入沢   平面図等を埼玉県
に供する。	に供する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
土石流 平面図等を埼玉県	龍泉寺沢 3   平面図等を埼玉県
に供する。	に供する。
に備え置いて縦覧	に備え置いて縦覧
所及び秩父市役所	所及び秩父市役所
秩父県土整備事務	秩父県土整備事務
<u>-</u>	

所及び秩父市役所    保りする   にけする   にけずる   に			
秩父県土整備事では、		所及び秩父市役所	
平面図等を埼玉		秩父県土整備事務	
ははする	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	後川 1
		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
崩壊 平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩	平面図等を埼玉県	宮戸
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
崩壊 平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩	平面図等を埼玉県	大棚部
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
壊   平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	石間戸
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	大棚部
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	田の入沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	番切り沢

所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	東女部田 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	東女部田 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	松岡
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	大道上 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	大道上 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	中島 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	後川 2
に供する。		に供する。	

秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	中 島 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	集 掛 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	巣 掛 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	宫 戸 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	2 平面図等を埼玉県	西女部田2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	女部田
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	- 平面図等を埼玉県	西女部田1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
_	_	-	

平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	→3   平面図等を埼玉県	井 上 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務			
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	- 1 平面図等を埼玉県	井 上 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務			
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	コ 平面図等を埼玉県	 芦 田
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	<sup>州</sup> 2 平面図等を埼玉県	矢 畑 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	41 平面図等を埼玉県	矢 畑
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	田2 平面図等を埼玉県	 芦 田
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	井 上 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	

(付)			
ţ S		ŧ f ć	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	3 平面図等を埼玉県	矢 畑 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	4 平面図等を埼玉県	矢畑
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	山 2 平面図等を埼玉県	鍛冶
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		<b>一 秩父県土整備事務</b>	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	山1 平面図等を埼玉県	鍛冶
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務			
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	堂 平面図等を埼玉県	大日堂
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	4 平面図等を埼玉県	井上
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
-			

所及び秩父市役所 所及び秩父市役所 所及び秩父市役所 平面図等を埼玉県 整備事務	;	所及び秩父市役所秩父県土整備事務	
父県 土 整備 対	;	父県土整備	
面 供 備 及び秩父県土整 備 え 置いて			
供する。 保する。 ひません び株父・ である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	土石流	平面図等を埼玉県	鍛冶山
備え置いて 及び秩父市 文県土整備 面図等を埼		に供する。	
及び秩父市 父県土整備 面図等を埼		に備え置いて縦覧	
父県土整備面図等を埼		所及び秩父市役所	
面図等を埼玉		秩父県土整備事務	
	土石流	平面図等を埼玉県	天神沢西
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	矢畑
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	矢畑東
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	矢畑沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	矢畑沢西
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
朋壊 平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	新志 2

所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	阿熊松場3
に供する。		に供する。	
一に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	室久保 1 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	室久保1 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	室久保1 1
に供する。		に供する。	
一に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	白 岩 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	沢入沢西
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	西沢
に供する。		に供する。	

秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	阿熊松場 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	阿熊松場1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	室久保 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	室久保3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	室久保 3 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	阿熊下 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	彦久保 4
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	

ア国列等を奇氏長	急項料也の消喪	平面図等を奇玉県	黄 田 全 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	横田倉2 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	横田倉1 5
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	横田倉1 4
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	横田倉1 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	横田倉1 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	横田倉1
に供する。		に供する。	
一に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及ひ科父市役所		所及び秩父市役所	

[6] · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		id   d   c   a	
t た る。		ŧ 5	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	2 平面図等を埼玉県	— 阿 熊 下 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	白 岩 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	3 平面図等を埼玉県	川久保3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	2 平面図等を埼玉県	川久保 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	1 平面図等を埼玉県	川久保
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	白岩 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
_			

に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	白岩沢 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	白岩沢 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	西の入沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	守岩
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	彦久保 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	彦久保 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県	<b>彦久保</b> 1

所及び決父市殳所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	彦久保 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	彦久保 1
に供する。		に供する。	
一に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	川久保 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	川久保 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	白岩沢 3
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉	土石流	平面図等を埼玉県	宮沢
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	西沢
に供する。		に供する。	

に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	東沢 2
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	
所及び秩父市役所		所及び秩父市役所	
秩父県土整備事務		秩父県土整備事務	
平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県	東 沢 1
に供する。		に供する。	
に備え置いて縦覧		に備え置いて縦覧	

埼玉県告示第千二百六十三号

課において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画 たので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受け

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田 清司

# 埼玉県告示第千二百六十四号

保留地の処分について、 八年埼玉県告示第八百三号)第九条の規定に 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程 次のとおり公告する。 ょ り、 公募による抽選 の方法による 平成

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

保留地の位置、地積及び予定価格

不保留地番号九十九

(1) 位置

原六百六十三番七外) 八潮南 部西 \_ 体 型特定土地区画整理事業四 八街区二画 地 (八潮市大字大

(2) 地積

二百三十七・九六平方メートル

(3) 予定価格

三千四十五万八千八百八十円

口 保留地番号百二十一

(1) 位置

八潮南部西 体 型特定土地 区画整理事業百三十街区七画地 (八潮市大字垳

百十九番二外)

(2) 地積

二百二十五・九四平方メートル

(3) 予定価格

三千九十五万三千七百八十円

保留地番号百二十二

(1) 位置

八潮南部西 一体型特定土 地 区 画整理事業百三十街区十 画地 八 潮市大字

垳百二十番八外)

(2) 地積

四百十三・五九平方メートル

(3) 予定価格

五千二百九十三万九千五百二十円

二 保留地番号百二十三

(1) 位置

八 潮南部西一体 型特定土地区画整理事業百三十街区十四画地 (八潮市大字

垳百二十番六外)

(2) 地積

五百三十三・五五平方メートル

(3) 予定価格

六千五百六十二万六千六百五十円

ホ 保留地番号百二十四

(1) 位置

八潮南部西 体 型特定土地区画整理事業百三十街区十 -七画地 (八潮市大字

垳百十八番二外)

(2) 地積

七百七十三・〇七平方メートル

(3) 予定価格

八千二百七十一万八千四百九十円

保留地番号百七

(1) 位置

潮南部西一 体 型特定土地区 画整理事業百三十一街区一画地 (八潮市大字

垳百四番二外)

(2) 地積

百六十七・一〇平方メートル

(3) 予定価格

二千三百八十九万五千三百円

- 保留地番号百八

(1) 位置

八潮南部西 \_ 体 型特定土地 区画整理事業百三十一街区三画地 (八潮市大字

垳百三番五外)

(2) 地積

百八十九・二九平方メートル

(3) 予定価格

二千六百六十八万九千八百九十円

チ 保留地番号百九

(1) 位置

潮南 部 西 型特定土地区画整理事業百三十一街区五画地 (八潮市大字

垳九十九番一外)

(2) 地積

百六十三・二二平方メートル

(3) 予定価格

二千百八十七万千四百八十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次  $\mathcal{O}$ V ず れ カン に該 当 する 者 は、 抽 選に 参加することが で きな V

- 1 成年 被 後見 人若 < は 被保佐 人 又は 破産者で復権を得な 11 者並 び 12 未成 年者
- ロ 抽選の公正な執行を妨げた者
- ハ 号) 開始 会社 第二十一条の  $\mathcal{O}$ 更生法 申 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> て がなさ 伞 規 成 定 れ 十四四 に 7 年 11 法律 る る者又は 再 上第百五 生手 続 民 開  $\overline{+}$ 事 始 再 兀 生法 号)  $\mathcal{O}$ 申 第十 <u>\\</u> 伞 て が 成 七 な +条 さ \_\_  $\mathcal{O}$ れ 年 規 法 定 T 律 に 11 る 第二百二十五 ょ る 更 生手
- =次 0 (1) か 5 (3)まで  $\mathcal{O}$ 11 ず れ か に 該当し その 事実が あ 0 た後二年を経過 て
- ① 契約者が契約を履行することを妨げた者

1

な

1

者

- ② 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3)契約 (1) $\mathcal{O}$ 又 は 履 行 (2)に  $\mathcal{O}$ 当 11 た ず れ り代理人、 かに 該当する事実 支 配 人その が あ 他  $\mathcal{O}$ 9 使用人とし た後二年を経過し て使用し て た者 1 な 1 を
- ホ 都道 県 税 都 道 府県民 税、 法人都道 府県民税、 個 人事業税又は法人事業税

の滞納がある者

- $\sim$ 定 める方 草 加 都 法 市 計 12 ょ 画 ŋ 事 契 業 約代金を支払うこと 八 潮 南 部 西 \_ 体 型 特 が 定 土 で きな 地 区 V 画 整 理 事 業保 留 地 処分規 程 で
- $\vdash$ 七十七 二十三年埼 契約 号) 者 が 暴力団 玉 第二条第六号 一県条例 員 第三十 12 ょ 12 る不当な 規定す 九号) 第三条 んる暴力 行為  $\mathcal{O}$ **第二項** 寸 防 員又は 止 等 に に 埼 関 規 玉県 定 す す る 暴力 る暴 法 律 力 寸 (平成 寸 排 関 除 三年 係 条例 者 法  $\widehat{\overline{\Psi}}$ 認 律 成 第
- 二 抽選参加申込み受付の期間及び場所

れ

る者

イ 期間

- (1) 郵 送受付 (消印有効 期間 平 成二十六年十月二十 五日  $\widehat{\pm}$ か 6 同 年 十  $\overline{\phantom{a}}$ 月 日 (日)
- (2)まで 窓口受付期間 ま (ただ Ļ 土曜日 平成二十六年十月二十 日 曜日及び祝日は除く。 七日(月) か  $\smile$ 5  $\mathcal{O}$ 午 同 年 前 + 九 時 <del>--</del> 月 か 五. ら午後五 日 (水)
- 郵送・窓口受付の場所

口

埼 玉 八潮市大字中馬 場五十二番地二 埼玉 県 八 潮 新 都市 建 設事務所

1 日時

平成二十六年十一月十六日 (日) 午前十時三十分

口 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼 玉 県八潮新都市建設事務所

五. その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、 埼玉県八潮新都市建設事務所に おいて

配布する。

口 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所(電話へなお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。 埼玉県八潮新都市建設事務所(電話〇四八— 九九八

四五四五)に問い合わせること。

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

	四三一・四〇	五 : 二〇 / 二 : 二 六	一六三六番二地先まで同市大字佐間字野合	В	新
Ō	四二七・二	- - - : 六	一四四七番二也もから行田市大字佐間字野合	A	新
		五 : 二 ○		旧 A	IΠ
ル	(メート:	(メートル)		<b>新</b>	IE
長	延	敷地の幅員			

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十六年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠司

上 中 森 鴻 巣 線	路線名
一六三六番二地先まで一四四七番二地先から一四四七番二地先から	供用開始の区間
平成二十六年九月十六日	供用開始の期日
延長四三一・四〇メートル。 で域の供用開始である。 を示第十二号で告示した道路 が、路改築工事に伴う迂い武蔵水路改築工事に伴う迂い武蔵が路改築工事に伴う迂いはががった。	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年五月十九日

指令川建セ第二六 四号

一検査済証番号

平成二十六年九月十一日

川建セ第二六 八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字内田二八一五番一の一部、二八一五番五の一部、

二八一七番の一部、二八一九番の一部、 二八二三番一の一部、 二八二四番一の一

部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九 番地

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

# 埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県教育委員会委員長 千 葉 照 實

日時

平成二十六年九月二十二日 午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

1 平成二十七年度当初教育局等職員人事異動方針について

平成二十六年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

八口 平成二十六年度優秀な教職員の表彰(埼玉県はつらつ先生表彰)について

= 埼玉県スポーツ推進審議会委員の任命について

朩 その他